

A8 医療保険である医師国民健康保険料については、都道府県によって保険料が異なります。

近畿圏の医師国保組合の保険料は、次の通りです（平成24年4月現在）。

次の表において、組合員とは医師のことを、準組合員については従業員のことを、家族とは医師の家族又は従業員の家族を指します。

[兵庫県]

	医療分	後期高齢者支援金	介護分	共済事業
組合員	16,500円	3,000円	2,800円	1,000円
准組合員	8,500円	3,000円	2,800円	1,000円
家族	6,000円	3,000円	2,800円	1,000円

[奈良県]

	医療分	後期高齢者支援金	介護分
組合員	21,000円	3,000円	3,400円
准組合員	10,000円	3,000円	3,400円
家族	6,500円	3,000円	3,400円

[大阪府]

	医療分	介護分
組合員	26,100円	3,300円
准組合員	12,800円	3,300円
家族	10,700円	3,300円

[和歌山県]

	医療分	後期高齢支援金	介護分
組合員	20,000円	3,200円	3,400円
准組合員	10,000円	3,200円	3,400円
家族	7,000円	3,200円	3,400円

[京都府]

	課税所得金額	医療分	介護分
組合員	1,000万円以上	30,000円	3,000円
	800万円以上 1,000万円未満	27,000円	3,000円
	600万円以上 800万円未満	24,000円	3,000円
	400万円以上 600万円未満	21,000円	3,000円
	200万円以上 400万円未満	18,000円	3,000円
	200万円未満	15,000円	3,000円
	総収入金額が130万円未満 かつ、課税所得金額が0円	10,000円	3,000円
準組合員		14,000円	3,000円
家族		9,500円	3,000円

※医師会に加入している診療所で働く従業員であるならば、常勤・パート等の雇用形態・労働時間に関係なく加入することができます。ただし、医師国保組合によっては、健康保険・厚生年金の加入要件と同様な場合があります。